

## 第2次鹿児島県再犯防止推進計画(素案)に係る意見等及びそれに対する県の考え方等一覧

番号	計画素案の該当箇所		意見概要	県の考え方	
1	1 国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組	(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化	P5-P7	今後、地方自治体や国の機関との連携がこれまで以上に重要になると思う。	いただいた御意見を踏まえ、第2次県再犯防止推進計画に基づき、国・市町村・民間団体等との連携強化に関する取組を一層推進してまいります。
2	2 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組	(1) 就労の確保 ウ 県における施策の方向性と概要	P9-11	<p>罪を犯した人が立ち直るためにも、仕事をするのがとても重要と思う。</p> <p>就労を支援する取組が積極的に行われることは立ち直りたいと思っている人にとっても力強いのではないかと。</p> <p>素案を見て、就労支援の中に農福連携について明記されたことは大きなポイントと考える。</p> <p>農福連携に取り組む社会法人等は多く、その取組が充実していけば、さらなる農業の発展、地域の安全・安心まちづくりにつながると期待している。</p>	障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参加を促進するため、いただいた御意見を踏まえ、第二次県再犯防止推進計画に基づき、農福連携の取組をより一層推進してまいります。
3	2 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組	(1) 就労の確保 ウ 県における施策の方向性と概要	P9-11	<p>協力雇用主の開拓・確保について、まず協力下さるのに1段階目のハードルがあり、協力下さった後、何かあった場合の不安もあると思うため、雇用主になって下さる方への定期的なフォローもあると、より理解・協力を得られるのではないかと。</p> <p>いろいろな業種の登録・協力をお願いするのと平行して、本人の資格や技能を習得できる幅(選択肢)も広げられるとより就業につながりやすいと感じる。</p>	<p>協力雇用主の開拓・確保・フォロー等については、鹿児島保護観察所が主体となり、実施されております。</p> <p>県では、犯罪をした者等を含む離転職者の方々に対して、再就職のための技能・技術を身につけていただく職業訓練を、民間教育訓練機関に委託して実施しており、IT、医療、介護等様々な分野の職業訓練を実施しているところです。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、今後も保護観察所など関係機関と連携しながら、より協力雇用主が登録・協力しやすい制度となるよう取組を一層推進してまいります。</p>
4	2 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組	(1) 就労の確保 ウ 県における施策の方向性と概要 ③ 非行少年に対する就労支援	P10	少年警察ボランティア、大学生少年サポーターというボランティアがある事を初めて知った。県BBSも78人と会員がいるため、一緒に活動してみたら、横のつながりも出来てより良いのではないかと感じる。	これまでの活動を通じ、県BBSの担当者から連携したいとの申し入れがあり、今後双方の活動内容を確認し、連携の必要性等について検討する予定です。

番号	計画素案の該当箇所		意見概要	県の考え方
5	2 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組  3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	(1) 就労の確保 ウ 県における施策の方向性と概要 ② 障害者・生活困窮者等に対する就労支援  (1) 高齢者又は障害者等への支援 ウ 県における施策の方向性と概要	P10  P15-17  生活保護受給年数が長い人の中には支援慣れしてなかなか長期的就業に結びつかない場合や、色々複合的な問題を抱えている場合もあり、“本人にとっての本当の自立”に結びつけられる様な支援のあり方が必要と感じる。 相談があった担当窓口で、縦割りの支援ではなく、 1. 本人の生活実態に合わせた聞き取りや調査の上、もう少し細かい見直しをする。 2. 同じ人が複数の窓口で支援を受けている場合、可能な限りで情報共有をし、本人の生活の実態に合わせた統一感のある支援をする事が必要かと思う。	いただいた御意見については、再犯防止に関する施策を一層推進していく上で重要であると考えています。 御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	2 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組	(1) 就労の確保 ウ 県における施策の方向性と概要 ⑤ 協力雇用主の開拓・確保への支援	P11  「協力雇用主会等に登録している建設業者に対する建設工事入札参加資格の格付けや総合評価方式における評価」について、現在、「鹿児島県就労支援事業者機構」の協力雇用主会に登録することで、優遇措置を受けることができる。 しかし、「県民の再犯防止についての関心や理解を深め、地域や事業所などにおける意識向上を図る」必要を考えるならば、それなりの研修を受けた者に対して優遇措置を与えるべきと考える。 研修を受けた事業所に対して優遇措置(加点措置10点以上)があれば、公共工事を受注する意欲のある事業所のほとんどは受講すると考えられるため、考慮してほしい。	県においては、建設業者の施工能力を適切に県建設工事の入札参加資格等に反映させるため、建設業者の技術力や経営力などの施工能力を評価するとともに、地域に根ざした、技術と経営にすぐれた建設業者の育成のため、建設業者の地域貢献活動なども加えて総合的に評価しているところであり、評価にあたっては、関係団体や建設業界の意見を聞くなどした上で、他の項目とのバランスも考慮しながら評価方法を設定しているところと見受けられます。 いただいた御意見については、今後の評価の参考とさせていただきます。
8	2 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組	(1) 就労の確保 ウ 県における施策の方向性と概要 ⑤ 協力雇用主の開拓・確保への支援	P11  出所後の雇用は困難を伴うもので、更生に理解のある協力雇用主の存在は出所者の大きな希望となる。県や関係機関団体等の努力により協力雇用主が487社と年々増加している点は評価できる。 雇用主は出所者を雇用することで更生事業に大きく貢献していることから、優遇制度を更に拡充、拡張することが求められる。	県においては、県協力雇用主会又は県就労支援事業者機構に登録している建設業者に対する評価を行っているところと見受けられます。幅広い業種等において、更なる協力雇用主を開拓・確保するため、いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

番号	計画素案の該当箇所		意見概要	県の考え方
6	2 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組	(1) 就労の確保 ウ 県における施策の方向性と概要 ⑤ 協力雇用主の開拓・確保への支援	P11  協力雇用主の75%ほどが建設業とのことであり、保護観察対象者等が就労可能な職種が限られてしまっていると思った。建設業以外の仕事をしたい人もいると思うため、他の業種も協力雇用主に加えていく必要があると思う。	いただいた御意見を踏まえ、第2次県再犯防止推進計画に基づき、県ホームページ等による広報・啓発を行うなど、協力雇用主の開拓・確保への支援に取り組んでまいります。
9	2 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組	(1) 就労の確保 ウ 県における施策の方向性と概要 ⑤ 協力雇用主の開拓・確保への支援	P11  令和5年4月1日、協力雇用主は487社と年々増加しているものの、74.9%が建設業と多くの割合を占めている。出所者自身の持つ知識や技術など、それぞれの特性に応じた業種へ就職したことにより、出所後の離職者は減少し、就労を確保することにより再犯防止に繋がるのだと思う。関係機関と連携を図ることや、SNSなどを利用し、協力雇用主に対する広報を実施し、幅広い業種の協力雇用主の開拓、確保をしていくことが大事だと考える。	いただいた御意見を踏まえ、第2次県再犯防止推進計画に基づき、県ホームページ等による広報・啓発を行うなど、協力雇用主の開拓・確保の支援に取り組んでまいります。
10	3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	(1) 高齢者又は障害者等への支援	P14-17  高齢者の支援に関して「本人が希望しないことを理由に支援が困難な場合」という記述を見て、この点はかなり難しい課題であると感じた。相談窓口の強化に加えて、本人が支援窓口へ手を伸ばしてくれるように心理面へ働きかける支援も必要であると思った。	市町村が設置する地域包括支援センターでは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の3職種が配置されており、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務などを行っています。 県では、地域包括支援センターを広く県民に周知するため、県ホームページへの掲載や県内のセンター所在地一覧のチラシを作成し、市町村の窓口をはじめ県が主催する研修会、講演会での配布を行っているところです。 今後も、高齢者の方に必要な支援がつながるよう、相談窓口の広報・周知を図っていくとともに、いただいた御意見を踏まえ、3(1)ウ②へ「市町村が複合化・複雑化した課題や制度と制度の狭間の問題を抱える世帯に対する多機関・多分野協働による包括的相談支援体制を構築するため、相談支援包括化推進員養成講座を開催し、市町村において必要となる人材(相談支援包括化推進員)の養成を支援します。」を追加しました。

番号	計画素案の該当箇所			意見概要	県の考え方
11	3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	(1) 高齢者又は障害者等への支援 ウ 県における施策の方向性と概要	P15-17	高齢者や障害のある対象者には、福祉的支援が必要だが、本人が希望しないことに加え、制度等を知らないため、支援につながらない場合もある。そのため、対象者に分かりやすい説明(簡単な資料を用いるなど)が必要であると考えます。 対象者を受け入れることに不安を感じる支援者も少なからずいることから、普及啓発等も重要であると思われる。	市町村が設置する地域包括支援センターでは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の3職種が配置されており、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務などを行っています。 県では、地域包括支援センターを広く県民に周知するため、県ホームページへの掲載や県内のセンター所在地一覧のチラシを作成し、市町村の窓口をはじめ県が主催する研修会、講演会での配布を行うなど、福祉的支援が必要な高齢者や障害のある対象者への制度周知、支援者への普及啓発等について、市町村、関係機関等と連携して取り組んでいるところです。 いただいた御意見を踏まえ、第2次県再犯防止推進計画に基づき、対象者の方に必要な支援につながるよう、相談窓口の広報・周知等の取組をより一層推進してまいります。
12	3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援 ア 現状と課題 ウ 県における施策の方向性と概要	P18-20	現状と課題については、本県においても大麻に関連した犯罪が増加傾向であることを課題として取り上げ、大麻問題だけに絞った関係機関が実施している予防啓発、連携などの取組を具体的な支援内容で記載してはどうか。	薬物依存の問題を抱える者への支援については、再犯者への啓発に限定せずに県民を対象とする各種薬物乱用防止運動等を実施しているところです。 いただいた御意見を踏まえ、3(2)アに「大麻取締法違反で検挙された者33人のうち、20歳未満の少年は4人(12.1%)で、少年の占める割合が高くなっています。」の文言を追加しました。
13	3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組  4 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組	(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援 ウ 県における施策の方向性と概要  (1) 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施 ウ 県における施策の方向性と概要	P19-20  P22-23	県における薬物依存の問題に対する施策の方向性について、既に薬物依存の方に対する施策により重きを置いていらっしゃるのだと感じた。最近では、若者も簡単にSNSで薬物を手に入れることの出来る環境が身近にあり、県でも多くなっている。 薬物乱用防止教室の開催とあり、依存になる前の未然防止にも力をより入れて欲しい。	学校における薬物乱用防止教室については、児童生徒に薬物についての正しい知識や乱用の有害性、危険性について学ばせるため、県警察などと連携し、専門家を講師として開催しております。 薬物依存になる前の未然防止への取組については、再犯防止に関する施策を一層推進していく上で重要であると考えておりますので、いただいた御意見を踏まえ、今後も、薬剤師会や関係団体等の協力を得ながら、同教室がより積極的に開催されるよう、引き続き、県立学校や市町村教育委員会へ指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

番号	計画素案の該当箇所		意見概要	県の考え方
14	4 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組	(1) 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施	P21-23  学校教育において、非行により修学から取り残された人への支援も必要だと思うため、学校関係者の意見も踏まえた形も必要ではないかと思う。	国においては、保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について、学校等に対して周知を図っているところ。 現在、県においては、学校と県警察及び保護観察所等と情報共有を行い、児童・生徒への支援について共通理解を図っているところ。 いただいたご意見を踏まえ、第2次県再犯防止推進計画に基づき、関係機関の連携をより一層推進してまいります。
15	4 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための施策  5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	(1) 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施 ウ 県における施策の方向性と概要 ① 関係機関との連携  —	P21-P27  非行の根本的な要因は多様化し、青少年が密に接する環境である家庭や教育現場だけでは解決できない状況がある。学校等の教育現場をはじめ、家庭や行政機関、専門家、そして地域社会のつながりが非常に重要になってくると考えられる。 青少年の非行防止及び再非行防止などの取組が、各機関それぞれ連携しながら実践され、発展していければと思う。	現在、県警察等の関係機関等と学校が連携し、児童・生徒の状況や連携事例等について情報共有を行い、現状と今後の方針等について共通理解を図っているところ。 いただいたご意見を踏まえ、第2次県再犯防止推進計画に基づき、関係機関が連携した取組をより一層推進してまいります。
16	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	(1) 民間協力者の活動の促進	P24-P28  犯罪や非行をした者の再犯・再非行を防止し、改善更生を実現するにあたり、地域社会内で本人たちに寄り添い、その立ち直りを援助する保護司等を中心としたボランティアは大きな役割を有していると考え、全国的に保護司確保が難しくなっている状況を仄聞している。 鹿児島県内においては、今後の保護司確保の必要性についてどのように考えているのか、また、鹿児島県における保護司確保の具体的取組などの記述も必要なのではないかと感じた。	保護司は、犯罪をした者等の立ち直りを支え、再犯防止の推進に係る“息の長い支援”を行う上で重要な存在です。 いただいた御意見を踏まえ、5(1)ウ②に「保護司の人材確保を支援するため、県ホームページ等での広報や意識啓発のためのフォーラム等での周知、国や市町村と連携した保護司適任者への呼び掛け等の取組を行います。」を追加しました。

番号	計画素案の該当箇所		意見概要	県の考え方
17	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	(1) 民間協力者の活動の促進 ウ 県における施策の方向性と概要	P25 国の第二次再犯防止推進計画における持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援が記載されているが、県における施策の方向性と概要において、具体的な方策が記載されていない。 持続可能な保護司制度の確立では、保護司充足率の低下及び保護司の高齢化が問題となっており、保護司適任者の確保が重要な課題となっており、その解決には地方自治体及び関係機関の理解と協力が不可欠である。 具体的には、「各自自治体が地域保護司会に対する保護司適任者の情報提供などを行うなど、保護司適任者の確保について積極的に取り組む」ことを、県として各自自治体へ協力を求める旨等の記載があれば、各自自治体が同一課題として取組が強化されるのではないかと思う。	保護司は、犯罪をした者等の立ち直りを支え、再犯防止の推進に係る“息の長い支援”を行う上で重要な存在です。 いただいた御意見を踏まえ、5(1)ウ②に「保護司の人材確保を支援するため、県ホームページ等での広報や意識啓発のためのフォーラム等での周知、国や市町村と連携した保護司適任者への呼び掛け等の取組を行います。」を追加しました。
18	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	(2) 広報・啓発活動の推進	P26-27 再犯防止に向けたより広い連携体制を築くためにフォーラム等、広報活動の実施は非常に重要で、これからより一層力を入れて取り組んでいく必要があると思った。 以前、鹿児島県推進フォーラムに参加した際に、自分とは違う分野で働かれている方の講話を聞き、非常に勉強になった。各分野の方々が集まり、それぞれが行っている取組について知識を交換し合い、再犯防止に向けた共通目標を意識できるこのような場合は、支援の輪を広げるために大切であると思う。	いただいた御意見を踏まえ、第2次県再犯防止推進計画に基づき、意識啓発のためのフォーラムの開催等により、再犯防止の推進に関する広報・啓発に一層取り組んで参ります。
19	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	(2) 広報・啓発活動の推進 ウ 県における施策の方向性と概要 ① 広報・啓発事業等の実施	P27 「県民の再犯防止についての関心や理解を深め、地域や事業所などにおける意識向上を図るためのフォーラム等の開催」について県主催で開催していただきたい。 委託で実施しても、対象者が殆ど保護司であるため、県が直接県民に広報し対応することが良いと思う。	再犯防止に関するフォーラム等の開催については、県が主催し、企画運営については、更生保護活動において中心的な役割を担う保護司の県連合組織である県保護司会連合会に委託し実施しているところです。 いただいた御意見を踏まえ、多くの県民の方々に参加いただけるような内容や広報となるよう、今後の取組の参考とさせていただきます。
20	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	(2) 広報・啓発活動の推進	P26-27 社会を明るくする運動は、地域住民に犯罪や非行防止を意識付ける意味でも重要な活動だと思うため、今後も引き続き頑張っていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、第2次県再犯防止推進計画に基づき、社会を明るくする運動の強調月間等において、再犯防止に関する広報・啓発に一層取り組んでまいります。

番号	計画素案の該当箇所		意見概要	県の考え方
21	5 民間協力者の活動の促進, 広報・啓発活動の推進のための取組	(2) 広報・啓発活動の推進 ウ 県における施策の方向性と概要 ① 広報・啓発事業等の実施	P27  「社会を明るくする運動」などの啓発活動は, 効果のある取組だと思ふ。	いただいた御意見を踏まえ, 第2次県再犯防止推進計画に基づき, 社会を明るくする運動の強調月間等において, 再犯防止に関する広報・啓発に一層取り組んでまいります。
22	5 民間協力者の活動の促進, 広報・啓発活動の推進のための取組	(2) 広報・啓発活動の推進 ウ 県における施策の方向性と概要 ① 広報・啓発事業等の実施	P27  出所者に配偶者, 親族, 保護者等監督する立場の人間がいないと孤立し, 再犯に結びつきやすい傾向がある。特に身寄りのいない人物には, 就労, 住居等に重点を置いて気軽に相談ができる窓口を広げて欲しい。	県においては, 県ホームページへの支援機関・団体の掲載を行っているところであり, いただいた御意見を踏まえ, 5(2)ウ①の3点目に「支援機関・団体に関する広報や」の文言を追加しました。